くろべネット事業（ケアネット活動事業）実施要綱

１　目　的

　くろべネット事業（以下、「本事業」という。）は、住民が地域社会から孤立することを防止するとともに、異変を早期に発見し、誰もが地域で安心して生活できる地域づくりを目的とする。

　本事業は、「見守りネットワーク」・「みまもり員制度」・「ケアネット活動事業」を一元化し、地域住民、自治組織、行政機関、民生委員児童委員、専門機関（職）、企業等が連携し実施するものとする。

２　実施主体

　本事業の実施主体は、社会福祉法人黒部市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）及び地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）とし、本事業が円滑に実施されるよう地域住民、自治組織、行政機関、民生委員児童委員、専門機関（職）企業等と連絡調整を図るものとする。

３　対象者

　本事業は、高齢者、障がい者及び住民の視点で支援を必要とする世帯等を対象とする。

４　実施内容

（１）活動事業

　　①地域住民

地域住民が主体的に組織するチームを編成し、対象者が安心して生活できる支援を行う。

　　②企業

　　　企業が業務で訪れる際に気づく発見の連絡を行う。

　　③専門機関（職）

　　　福祉関係機関や専門職間の連携をとる。

（２）推進事業

①運営委員会の開催

本事業の目的及び円滑な実施と改善を図るため本事業の実施関係者及び学識

経験者等による運営委員会を開催する。

②連絡会の開催

　　　実施主体となる市社協と地区社協及び民生委員児童委員との定期的な連絡

会を開催し、事業の連携や情報の共有を図る。

③研修会の開催

　　　本事業に関わる関係者や関係機関との研修会を開催し、情報の共有とスキルア

ップの場を提供する。

５　構成と役割

（１）市社協

　　　　連絡会、研修会の開催

　　　　運営委員会の開催

　　　　対象者名簿の管理

　　　　みまもりカードの作成

　　　　専門職、企業との連携、調整

　　　　地区社協への体制整備支援

　　　　行政との情報共有

（２）地区社協（自治組織）

　　　　対象者の名簿の作成

　　　　名簿と個票の管理（保管・更新）

　　　　地区連絡会の開催

（３）民生委員児童委員

　　　　要支援対象者の個票の作成と管理

　　　　個別相談

　　　　情報収集

（４）地域住民

遠巻きのみまもり、訪問、電話などの声かけや話し相手、買い物、電球の交換、灯油注ぎ、除雪、草むしり、外出支援、通院の付き添いなどその人に必要と感じられ、住民ができる範囲の支援（活動）

（５）行政機関

　　　　行政関係機関への情報共有（消防署・警察署・災害時支援等）

　　安全や生命に関わる支援体制に必要な情報共有

６　個人情報の取り扱い

　本事業に関わる者（組織）は、本事業により知り得た個人情報を事業の目的以外に利用漏えいしてはならない。また、本事業の構成員でなくなった後も同様とする。

７　その他

　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は黒部市社会福祉協議会会長が定める。

附　則

　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。